総 税 企 第 6 号 令和6年1月12日

各 道 府 県 総 務 部 長 展京都総務・主税局長

総務省自治税務局企画課長

令和6年能登半島地震による被災者に対する申告等の期限の延長について

令和6年能登半島地震による被災者に対しては、「令和6年能登半島地震による被災者に対する減免措置等について」(令和6年1月9日総税企第2号)において、地方税に係る申告等の期限の延長等について適切に運営されるようご配慮をお願いしているところです。

同通知において、国税庁における地域指定の予定についてご連絡していたところですが、本日付けで国税庁長官により、別紙のとおり、国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)第3条第1項の規定に基づき、対象地域が指定されましたので、お知らせいたします。

この指定が行われたことも踏まえ、引き続き、申告等の期限の延長等について適切に運営されるようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

富 Щ 石 指 定 地

延 庁 長 官 住 整

でするはのに類る五 (掲 の法 る 玉 限富 玉 そ げ 提 該 を県  $\mathcal{O}$ る 出 に 第 通 庁 基 三 告 玉 者 地 則 延 及 に そ 税 の域 納づ 長び つの 示 期 す石  $\mathcal{O}$ 納 に 付く 第 11 限 玉 申 る川 7 納 付 又 は が 税 す 税 は 告 項令 号 県 令 地 ベの 徴 Ø \_ に 申 が き 納 収 お 六 当 玉 税 に 請 定和 け  $\mathcal{O}$ 年 該 税 地 関 `に三 る 地 12 を す 請 基 十 玉 係 求づ七 有 る 税 別 一 に る す 期 に 関 途 日 あ 期 る 限 届 限 者 出 玉 す る  $\mathcal{O}$ £ にに うそ る 庁 に の つ 係 ちの 申 に 百 関 告 到 にいる 他 三 示来限ても次書す十 期